

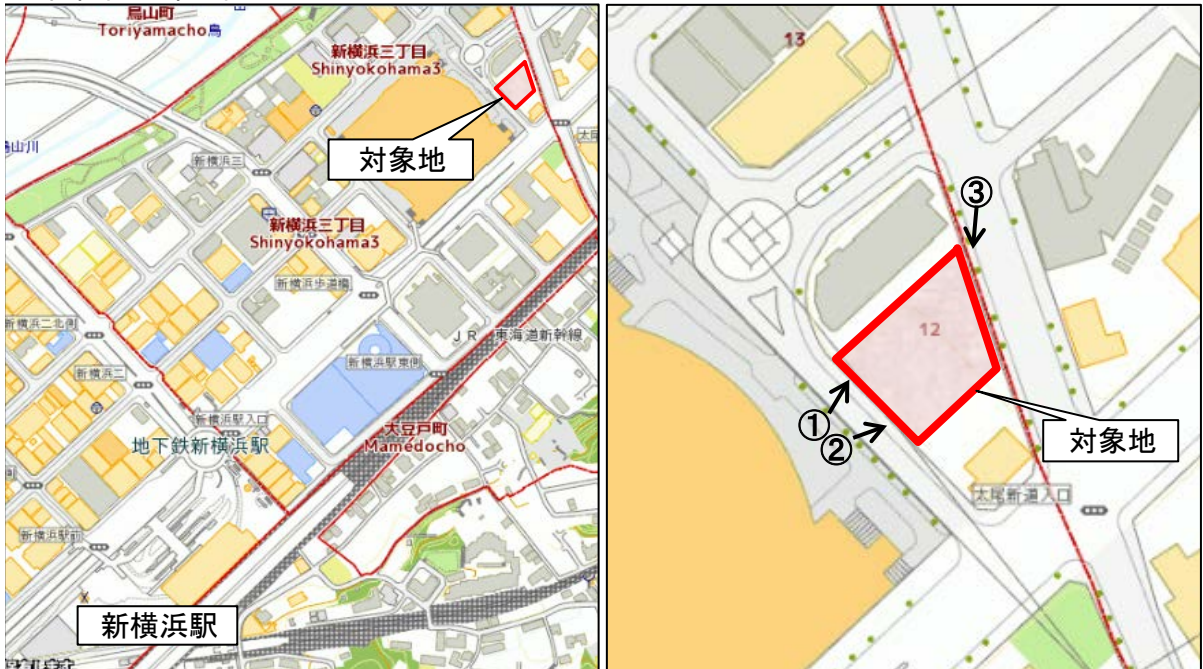
利活用が可能と考える資産の基本情報

資産名称	公共公益施設用地		
所在地	港北区新横浜三丁目12-2ほか	面積	1,581.56㎡

1 土地の概要

接道状況	北東側で幅員約20m、南西側で幅員約12mの道路に接道			
交通機関	JR「新横浜」駅～徒歩約10分			
都市計画による制限	区域区分	市街化区域	用途地域	商業地域
	建ぺい率／容積率	80/800	高度地区	第7種高度地区
	防火・準防火地域	防火地域	その他の制限	新横浜北部地区駐車場整備地区、新横浜駅北部地区土地区画整理事業(※事業完了)、新横浜北部地区まちづくり協議指針協議区域 土壌汚染対策法に基づく汚染された土地の区域の指定(指-94)

2 位置図／案内図



※この地図の著作権は横浜市が保有します。

3 参考写真



※最新の状況とは異なる場合があります。

4 お問い合わせ先

財政局資産経営課企画係 045-671-2271

※「利活用」とは、市での公共公益的な利用や民間への売却・貸付等を指します。